

減免を受けることができる要件

4月1日時点で下表の「所有者」「運転者」「使用目的」の要件を満たす車両が該当します。

身体しょうがい者等の状況			所有者	運転者	使用目的
身体しょうがい者	18歳以上	本人	本人	本人	特に問わない
				生計を一にする方	身体しょうがい者等の通学、通院、通所※3、生業のためにもっぱら使用するため
	18歳未満※1	生計を一にする方	生計を一にする方		
戦傷病者			本人	本人	特に問わない
				生計を一にする方	身体しょうがい者等の通学、通院、通所※3、生業のためにもっぱら使用するため
知的しょうがい者			本人または生計を一にする方	生計を一にする方	
精神しょうがい者					
しょうがい者等のみで構成される世帯に属する※2	身体しょうがい者	18歳以上	本人	身体しょうがい者等を常時介護する方	身体しょうがい者等の通学、通院、通所※3、生業のためにもっぱら使用するため
		18歳未満※1	本人または生計を一にする方		
	戦傷病者		本人		
	知的しょうがい者		本人または生計を一にする方		
	精神しょうがい者				

※1 満18歳になった年の翌年の3月31日までに、身体しょうがい者等本人に名義変更していただく必要があります。

※2 「しょうがい者等のみで構成される世帯」とは、しょうがいの等級が「常時介護 する人が運転」欄に該当する等級のしょうがい者等のみで構成される世帯をいいます。

※3 通所とは、通所授産施設（共同作業所）等への通所をいい、老人デイサービス等の介護施設等は該当しません。

【注意事項】

- 割賦販売契約による所有権留保付自動車の場合は、上表の所有者欄に該当する方が自動車検査証の使用者欄に登録されている車両です。
- 「身体しょうがい者等の通学、通院、通所、生業のためにもっぱら使用する」とは以下の通りです。
 1. 運転者が「生計を一にする者」の場合は、継続して定期的に月1回以上当該身体しょうがい者等のために使用すること
 2. 運転者が「常時介護する者」の場合は、継続して週に3回以上、同一運転者で当該しょうがい者等のために使用すること